

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇条例 鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例

条例

三十七年	福原	米子市西福原	簡易耐火	二、〇二〇円
三十七年	福原	米子市西福原	簡易耐火	二、〇二〇円
三十七年	八幡	倉吉市余戸谷町	中層耐火	二、五〇〇円

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

昭和三十八年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十三号

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

を
に